

高知県重度心身障害児療養手当支給規程を次のとおり定める。

○高知県重度心身障害児療育手当支給規程

(昭和 48 年 5 月 25 日告示第 254 号)

改正 昭和 50 年 9 月 27 日告示第 575 号 昭和 55 年 8 月 1 日告示第 507 号 昭和 56 年 7 月 24 日告示第 406 号
昭和 57 年 8 月 24 日告示第 513 号 昭和 57 年 10 月 1 日告示第 594 号 昭和 60 年 2 月 26 日告示第 151 号
昭和 60 年 7 月 19 日告示第 501 号 昭和 60 年 11 月 12 日告示第 75 号 昭和 61 年 6 月 5 日告示第 371 号
昭和 62 年 4 月 1 日告示第 215 号 昭和 63 年 6 月 17 日告示第 374 号 平成 2 年 5 月 18 日告示第 266 号の 3
平成 3 年 5 月 7 日告示第 254 号 平成 4 年 5 月 12 日告示第 283 号 平成 5 年 5 月 6 日告示第 218 号
平成 6 年 7 月 5 日告示第 373 号 平成 7 年 4 月 1 日告示第 213 号 平成 8 年 4 月 1 日告示第 241 号
平成 11 年 3 月 30 日告示第 193 号 平成 12 年 7 月 14 日告示第 453 号 平成 12 年 11 月 28 日告示第 65 号
平成 18 年 9 月 26 日告示第 649 号 平成 18 年 9 月 29 日告示第 655 号 平成 24 年 3 月 30 日告示第 237 号
平成 25 年 4 月 1 日告示第 246 号 平成 26 年 3 月 25 日告示第 183 号 平成 26 年 12 月 26 日告示第 71 号

高知県重度心身障害児療育手当支給規程

(目的)

第 1 条 この規程は、精神又は身体に重度の障害を有する児童の療育及び介護に要する費用に充てるために重度心身障害児療育手当(以下「手当」という。)をその保護者に支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において「重度心身障害児」とは、18 歳未満であつて、別表に定める程度の障害の状態にある者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

[別表]

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号。第 5 条第 1 項において「特別手当法」という。)に規定する障害児福祉手当(同項第 5 号において「障害児福祉手当」という。)の受給資格者(障害児福祉手当の受給資格者であつて、その支給が停止されているものを除く。)

[特別児童扶養手当等の支給に関する法律] [特別手当法] [第 5 条第 1 項]
[同項第 5 号]

一部改正 [平成 24 年 3 月告示 237 号]

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設に入所している者

[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 11 項]

全部改正 [平成 24 年 3 月告示 237 号]、一部改正 [平成 25 年 4 月告示 246 号・26 年 3 月 183 号]

(3) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 37 条に規定する乳児院、同法第 41 条に規定する児童養護施設、同法第 42 条に規定する障害児入所施設、同法第 43 条の 2 に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは同法第 44 条に規定する児童自立支援施設に入所している者又は同法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する指定発達支援医療機関に入院している者

[児童福祉法第 37 条] [同法第 41 条] [同法第 42 条] [同法第 43 条の 2] [同法第 44 条] [同法第 6 条の 2 の 2 第 3 項]

全部改正 [平成 24 年 3 月告示 237 号]、一部改正 [平成 18 年 9 月告示 649 号・655 号・26 年 12 月 710 号]

一部改正 [平成 18 年 9 月告示 649 号・655 号・24 年 3 月 237 号・25 年 4 月 246 号・26 年 3 月 183 号・12 月 710 号]

2 この規程において「保護者」とは、重度心身障害児を現に監護する父又は母(当該児童を父及び母が監護するときは、当該父又は母のうち主として当該児童の生計を維持している 1 人をいう。)をいい、父母がない場合又は父母が当該児童を監護していない場合においては、当該児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持している者をいう。

一部改正 [平成 24 年 3 月告示 237 号・26 年 12 月 710 号]

一部改正 [平成 18 年 9 月告示 649 号・655 号・24 年 3 月 237 号・25 年 4 月 246 号・26 年 3 月 183 号・12 月 710 号]

(支給対象者)

第 3 条 手当は、重度心身障害児の保護者であつて、県内に住所を有するものに対して支給する。

一部改正 [平成 24 年 3 月告示 237 号]

(手当の額)

第 4 条 手当の額は、重度心身障害児 1 人につき月額 7,300 円とする。

(認定等)

第 5 条 手当を受けようとする者(以下この条において「支給申請者」という。)は、別記第 1 号様式による療育手当支給申請書に、次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。ただし、特別手当法の規定により過去 5 年以

内に特別児童扶養手当の支給の認定を受け、かつ、現に特別児童扶養手当の給付を受けている者(特別手当法第5条の規定により認定を受けようとしている者を含む。)にあっては、第2号から第4号までに掲げる書類の添付を要しない。

[別記第1号様式] [特別手当法] [特別手当法第5条] [第2号] [第3号] [第4号]

(1) 支給申請者及び重度心身障害児の住民票の写しの抄本

一部改正〔平成26年12月告示710号〕

(2) 支給申請者が重度心身障害児を現に監護していることを証する書類

(3) 重度心身障害児が身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている場合にあっては、身体障害者手帳の写し

[身体障害者福祉法第15条第4項]

(4) 重度心身障害児が知的障害の場合にあっては、別表に定める程度の障害の状態にあることに関する児童相談所長の判定書又は知事が別に定めるところにより交付する療育手帳

[別表]

一部改正〔平成24年3月告示237号〕

(5) 障害児福祉手当の受給資格のないことを証する書面又は障害児福祉手当の支給を停止されていることを証する書面

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

[第1号] [第2号] [第3号] [第4号] [前号]

一部改正〔平成24年3月告示237号〕

一部改正〔平成24年3月告示237号・26年12月710号〕

2 前項の規定による申請があったときは、知事は、手当の受給資格の有無を審査して、支給を決定し、又は支給しないことを決定するものとし、別記第2号様式による療育手当支給・却下決定通知書によりその旨を当該支給申請者に通知するものとする。

[前項] [別記第2号様式]

一部改正〔平成24年3月告示237号〕

一部改正〔平成24年3月告示237号・26年12月710号〕

(支給期間及び支払期日)

第6条 手当の支給は、前条第1項の療育手当支給申請書を知事が受理した日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき理由が消滅した日の属する月で終わるものとする。

[前条第1項]

一部改正〔平成24年3月告示237号〕

- 2 手当は、毎年3月、7月及び11月の3期に、それぞれの月までの分を支給するものとする。

一部改正〔平成24年3月告示237号〕

(届出の義務)

第7条 手当を受けている者(以下「受給者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに別記第3号様式による住所(氏名・支払希望金融機関)変更届により知事に届け出なければならない。

[別記第3号様式]

- (1) 受給者の住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 支払希望金融機関を変更したとき。

(支給制限)

第8条 手当は、次の各号のいずれかに該当するときは、その額の全部又は一部を支給しないことがある。

- (1) 受給者が重度心身障害児の監護を怠っていると認められるとき。
- (2) 受給者が正当な理由がなく第10条の規定による報告をしなかったとき。

[第10条]

一部改正〔平成24年3月告示237号〕

一部改正〔平成24年3月告示237号〕

(受給資格の喪失)

第9条 受給者は、手当の受給すべき理由が消滅したときには、速やかに別記第4号様式による療育手当受給資格喪失届により知事に届け出なければならない。

[別記第4号様式]

- 2 知事は、受給資格が消滅したときは、別記第5号様式による療育手当受給資格喪失通知書により当該受給者に通知するものとする。

[別記第5号様式]

一部改正〔平成26年12月告示710号〕

一部改正〔平成24年3月告示237号・26年12月710号〕

(報告の義務)

第10条 受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に第5条第1項第2号及び第5号に掲げる書類並びに知事が別に定める書類を知事に提出しなければならない。

[第5条第1項第2号] [第5号]

一部改正〔平成24年3月告示237号〕

(不正利得の返還)

第 11 条 知事は、偽りその他不正な手段により手当の支給を受けていた者があるときは、その者に既に支給した手当の全部又は一部を返還させることができる。

一部改正〔平成 26 年 12 月告示 710 号〕

(委任)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、手当の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

一部改正〔平成 24 年 3 月告示 237 号〕

付 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和 48 年 5 月 25 日から施行し、昭和 48 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 昭和 48 年 4 月 1 日現在において、療育手当を受ける資格のある者であって、知事が別に定める日までに第 5 条の規定に基づく療育手当支給申請書が知事に受理された者にあつては、第 6 条の規定にかかわらず、その者に対する手当は同年 4 月から支給する。

附 則(昭和 50 年 9 月 27 日告示第 575 号)

(施行期日)

1 この告示は、昭和 50 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の高知県重度心身障害児療育手当支給規程(以下「改正後の規程」という。)第 4 条の規定は、昭和 50 年 10 月分以後の手当について適用し、同年 9 月分以前の手当については、なお従前の例による。

3 この告示施行の際現に手当の支給を受けている者のうち、改正後の規程の規定による手当の受給資格を有する者は、別に定める日までに改正後の規程第 5 条第 1 項第 5 号に規定する書面を知事に提出しなければならない。

附 則(昭和 55 年 8 月 1 日告示第 507 号)

(施行期日)

1 この告示は、昭和 55 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の高知県重度心身障害児療育手当支給規程第 4 条の規定は、昭和 55 年 8 月分以後の手当について適用し、同年 7 月分以前の手当については、なお従前の例による。

附 則(昭和 56 年 7 月 24 日告示第 406 号)

(施行期日)

1 この告示は、昭和 56 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の高知県重度心身障害児療育手当支給規程第 4 条の規定は、昭和 56 年 8 月分以後の手当について適用し、同年 7 月分以前の手当については、なお従前の例による。

附 則(昭和 57 年 8 月 24 日告示第 513 号)

(施行期日)

1 この告示は、昭和 57 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の高知県重度心身障害児療育手当支給規程の規定は、昭和 57 年 9 月分以後の手当について適用し、同年 8 月分以前の手当については、なお従前の例による。

附 則(昭和 57 年 10 月 1 日告示第 594 号)

この告示は、昭和 57 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 60 年 2 月 26 日告示第 151 号)

(施行期日)

1 この告示は、昭和 60 年 2 月 26 日から施行し、この告示による改正後の高知県重度心身障害児療育手当支給規程の規定は、昭和 59 年 6 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 昭和 59 年 5 月以前の月分の重度心身障害児療育手当の額については、なお従前の例による。

附 則(昭和 60 年 7 月 19 日告示第 501 号)

(施行期日)

1 この告示は、昭和 60 年 7 月 19 日から施行し、この告示による改正後の高知県重度心身障害児療育手当支給規程の規定は、昭和 60 年 6 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 昭和 60 年 5 月以前の月分の重度心身障害児療育手当の額については、なお従前の例による。

附 則(昭和 60 年 11 月 12 日告示第 756 号)

この告示は、昭和 60 年 11 月 12 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 6 月 5 日告示第 371 号)

(施行期日等)

- 1 この告示は、昭和 61 年 6 月 5 日から施行し、この告示による改正後の高知県重度心身障害児療育手当支給規程の規定は、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 昭和 61 年 3 月以前の月分の重度心身障害児療育手当の額については、なお従前の例による。

附 則(昭和 62 年 4 月 1 日告示第 215 号の 3)

この告示は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 6 月 17 日告示第 374 号)

(施行期日等)

- 1 この告示は、昭和 63 年 6 月 17 日から施行し、この告示による改正後の高知県重度心身障害児療育手当支給規程の規定は、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 昭和 63 年 3 月以前の月分の重度心身障害児療育手当の額については、なお従前の例による。

附 則(平成 2 年 5 月 18 日告示第 266 号)

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成 2 年 5 月 18 日から施行し、この告示による改正後の高知県重度心身障害児療育手当支給規程の規定は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成 2 年 3 月以前の月分の重度心身障害児療育手当の額については、なお従前の例による。

附 則(平成 3 年 5 月 7 日告示第 254 号)

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成 3 年 5 月 7 日から施行し、この告示による改正後の高知県重度心身障害児療育手当支給規程の規定は、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成 3 年 3 月以前の月分の重度心身障害児療育手当の額については、なお従前の例による。

附 則(平成 4 年 5 月 12 日告示第 283 号)

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成 4 年 5 月 12 日から施行し、この告示による改正後の高知県重度心身障害児療育手当支給規程の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 平成4年3月以前の月分の重度心身障害児療育手当の額については、なお従前の例による。

附 則(平成5年5月6日告示第218号)

(施行期日等)

1 この告示は、平成5年5月6日から施行し、この告示による改正後の高知県重度心身障害児療育手当支給規程の規定は、平成5年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成5年3月以前の月分の重度心身障害児療育手当の額については、なお従前の例による。

附 則(平成6年7月5日告示第373号)

(施行期日等)

1 この告示は、平成6年7月5日から施行し、この告示(第4条の改正規定に限る。)による改正後の高知県重度心身障害児療育手当支給規程の規定は、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成6年3月以前の月分の重度心身障害児療育手当の額については、なお従前の例による。

3 この告示による改正前の高知県重度心身障害児療育手当支給規程別記様式は、この告示による改正後の高知県重度心身障害児療育手当支給規程の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成7年4月1日告示第213号)

(施行期日)

1 この告示は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成7年3月以前の月分の重度心身障害児療育手当の額については、なお従前の例による。

附 則(平成8年4月1日告示第241号)

(施行期日)

1 この告示は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成8年3月以前の月分の重度心身障害児療育手当の額については、なお従前の例による。

附 則(平成11年3月30日告示第193号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 2 号の改正規定(「母子寮」を「母子生活支援施設」に改める部分に限る。)は、同年 3 月 30 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 11 年 3 月以前の月分の重度心身障害児療育手当の額については、なお従前の例による。

附 則(平成 12 年 7 月 14 日告示第 453 号)

この告示は、平成 12 年 7 月 14 日から施行する。

附 則(平成 12 年 11 月 28 日告示第 655 号)

この告示は、平成 12 年 11 月 28 日から施行する。

附 則(平成 18 年 9 月 26 日告示第 649 号)

この告示は、平成 18 年 9 月 26 日から施行する。

附 則(平成 18 年 9 月 29 日告示第 655 号)

この告示は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日告示第 237 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日告示第 246 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 25 日告示第 183 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 26 日告示第 710 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の高知県重度心身障害児療育手当支給規程別記様式は、この告示による改正後の高知県重度心身障害児療育手当支給規程の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

別表(第 2 条、第 5 条関係)

1	両眼の視力の和が 0.04 以下のもの
2	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢の全ての指を欠くもの
5	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの

7	両下肢を足関節以上で欠くもの
8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活を営むことが困難な程度のももの
1 0	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のももの
1 1	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のももの

一部改正〔平成24年3月告示237号〕